

# 令和2年第3回安城市議会定例会請願文書表

令和2年9月1日

番 号	請 願 第 1 7 号	受理年月日	令和2年8月21日
件 名	安城市自治基本条例の各条文について質問に答えていただくことを求める請願3		
提 出 者	森 三 長 他1名		
紹 介 議 員	白 山 松 美		
要 旨	<p><b>請願の趣旨</b></p> <p>自治基本条例は市民参加、市民協働を促進し、市長、議会、議員、住民が共に協力してより良いまちづくりをめざすことを目的とした市の最高規範、市の憲法と認識しています。</p> <p>ここで、私達は本条例について多くの点で疑問を持つことになり、本条例と議会基本条例の趣旨、及び議会基本条例第5条2に従い意見交換会を大屋明仁議長様に求めたところ、各議員個別に対応してほしいとのご指示を受け、今年7月にそれら疑問への説明を求めて書面で議員の皆さまに質問書を提出させていただきました。</p> <p>しかし、どうしたことか条例を遵守すべき議員さんからは全く回答がありませんでした。市の最高規範、憲法である本条例、及び議会基本条例の遵守をお願い申し上げます。</p> <p>ここに、日本国憲法 第16条（請願権）、地方自治法 第124条（請願の提出）、自治基本条例第6条、第9条1、第10条2、第11条、第24条2と3、議会基本条例第2条3、第3条2と5項等に基づき、以下の質問全てに対して、法的、論理的、客観的な根拠を基にした明快な説明をお願いし、『説明責任』（議会基本条例 第3条5項）を果たしていただくことを求めます。</p>		
	<p>○質問1・・・第4条市民参加と協働の原則及び解説</p> <p>1、市長2期目の選挙公約は『住民自治条例』の制定でしたが、この市民自治条例は明確な選挙公約違反ではないですか？</p> <p>2、ここでの解説に関する質問は、第3条（3）及び第3条（4）での質問に同じ。</p> <p>○質問2・・・第5条情報共有の原則及び解説</p> <p>1、なぜ我々市民はお互いに情報を提供し、共有しなくていけないのですか？そんなことを、なぜ条例で指示されないといけないのですか？</p> <p>2、個人情報保護法と安城市個人情報保護条例は、個人の情報を個人の意志に反して扱ってはいけない、厳密に扱いなさいと言っております。ところが、本条例第5条は『互いに提供し、共有しなさい』と言っている。これは矛盾していませんか？</p> <p>○質問3・・・第6条知る権利及び解説</p> <p>1、条文では『知る権利』を保障していますが、解説では『請求できる権利』となっていて解説は間違っていないですか？『請求できる権利』では弱くなり、提供側は拒否可能になってしまう。解説が間違っています。</p> <p>2、この条例は最高規範ゆえに、第5条同様に法律や他条例との矛盾が生じていませんか？</p> <p><b>請願事項</b></p> <p>質問について、法的、論理的に詳しくお答えください。なお、私達の質問内容に疑問があれば誠実に回答する予定です。総務企画常任委員会の請願審査日を除き、7日前までに私達に届くよう、その内容を文書にて、議会事務局経由でお寄せいただくことを希望いたします。またメールでの回答をする場合のためにアドレスの明記をお願いいたします。</p>		